**平成２３年（フ）第３０６号**
岐阜市日野南７丁目13番６号
債務者　工藤　辰己
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第４２８号**
栃木県宇都宮市大塚町15番28号
債務者　武田　信之
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
4　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６０４号**
広島市中区舟入南３丁目５番21号
債務者　川戸　正彦
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２１３号**
大分市花高松２丁目４番10号
債務者　河野　満資
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野尻　昌宏
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第３９２１号**
大阪府摂津市鳥飼上３丁目20番41号
債務者　松井　惠子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第７４号**
山形市小白川町３丁目６番18―501号　ネオハイツ小白川
債務者　青木　京子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１０８号**
山形県東村山郡山辺町大字山辺2800番地29
債務者　木村　和恵
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１１０号**
山形県尾花沢市若葉町３丁目16番５号
債務者　小川　友美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１１１号**
山形県尾花沢市若葉町３丁目16番５号
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４７号**
千葉県富津市湊735番地
債務者　中澤　亨
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第６４号**
千葉県君津市広岡3909番地　あけぼの団地
債務者　沖津　隆夫
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第１１１号**
岡山県井原市井原町725番地１
債務者　志田　京子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第１４５号**
岡山県都窪郡早島町若宮11番地11
債務者　栗坂麻衣子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第８８号**
埼玉県吉川市大字保504番地７
債務者　澤　　俊正
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２６６号**
埼玉県草加市遊馬町971番地１グランドハイム美松205号
債務者　小林　　薫（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２６８号**
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ５番402号
債務者　大山　　功
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第２７４号**
埼玉県春日部市緑町４丁目４番45号、旧住所埼玉県越谷市大字平方340番地７
債務者　村田　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係